

新・大阪府発達障がい児者支援プラン評価（まとめ案）に関する意見

区分	No.	ご意見	修正ページ	修正案
部 会	1	10月に障がい児通所支援の在り方に関する国の検討会の報告があり、児童発達支援・放課後等デイサービスの役割や機能の在り方が議論されている。それを踏まえて、発達支援拠点の在り方を議論すべき。	6頁・評価①	(下線部分追加) ①療育拠点から機関支援を・・・着実に図られている。今後は、国の動向などを見据えながら機関支援の対象者等の検討を進める必要がある。
	2	27市町村が療育拠点を活用しているという状況や個別療育の質的な面をどのように評価するのか。	6頁・評価②	(修正前) ②療育拠点を活用するなどして、42市町村が個別療育を提供している。このうち、療育拠点を活用している市町村数は27であり、療育拠点は機関支援だけでなく、個別療育の実施に関しても機能を発揮し、地域の資源として活用されていると言える。 (修正後) ②療育拠点は、発達障がいの特化した専門療育に対するニーズに応じて、平成17年度から平成20年度にかけて順次開始してきたが、本プランの計画期間中において、27市町村が療育拠点を活用し、個別療育を実施している。療育拠点は機関支援だけでなく、家族支援を含む個別療育の実施に関しても機能を発揮し、地域の資源として活用されていると言える。
	3	療育拠点における個別療育は非常に重要な支援であることから、文言として「個別療育」は含めるべき。	6頁・評価③	(修正前) 「・・・療育拠点は高年齢児（9歳以上）を支援の対象に含め、質の高い・・・」 (修正後) 「・・・療育拠点は高年齢児（9歳以上）を個別療育をはじめとした支援の対象に含め、質の高い・・・」
	4	高校生活支援カードについて、私立学校に対しても周知を図るべき。	13頁・評価⑤、⑦	(修正前) 「⑤高校においては、・・・」 (修正後) 「⑤府立高校においては、・・・」 (追加) 「⑦私立学校については、府立高校における「高校生活支援カード」を活用した支援の取組等を、私立学校長会等の機会をとらえて、さらに周知していく必要がある。」
	5	市町村独自のペアトレ実施状況について、市町村の中でどれだけ取り組みが進んでいるのか割合で表示できないか。	26頁・主な成果 1項目目	「市町村独自のペアトレ実施状況（H30～R2）」 (修正前) H30・20、R1・22 (修正後) H30・20_(46.5%)、R1・22_(51.2%)
	6	メンターの市町村等への派遣件数（H30～R2）のR2の実績について、申し込みはあったものの新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった3件が含まれていましたので修正しました。	26頁・主な成果 4項目目	「メンターの市町村等への派遣件数（H30～R2）」 (修正前) R2・16 (修正後) R2・13
	7	(7)では家族支援、(8)では保護者支援と表現が一致していない。統一した方がいいのではないか。	30頁・評価①	(修正前) ①・・・切れ目のない支援につながり、また、保護者支援にも有用なツールである。府は・・・ (修正後) ①・・・切れ目のない支援につながり、また、家族支援にも有用なツールである。府は・・・
こども WG 部 会	8	旧プランの期間中は、府においてペアレント・トレーニング及びペアレント・プログラムのインストラクターの養成を行ってきたが、新プランの期間においては、ペアレント・トレーニングのインストラクター養成は市町村の役割となった。このことから、二つの取り組みの評価を一緒にするのではなく、別々に分けて評価すべき。	27頁・評価①	(下線部分を追記) 「①ペアレント・トレーニングについては、旧プラン期間中の平成26年度から平成29年度まで府において研修を実施。ペアレント・トレーニングを実施している市町村数は、平成30年度から令和元年度で微増し、府内43市町村の半数を超えた。・・・」